

第 5420 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月 3日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告すると退職した人の税金が戻ってくる場合

Q：私は、昨年会社を退職しましたが、確定申告したら税金が戻ってくる場合があると聞きました。どのような場合ですか？

A：次のような場合です。

【解説】

退職した人の税金が確定申告をすると戻ってくる場合とは、次のような場合です。

- ①平成27年分のその者の退職所得以外の所得が少額であるため、所得控除額を所得金額から控除しきれない場合
- ②退職手当等の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20.42%の税率で所得税等が源泉徴収されている場合で、課税退職所得金額に対する税額の方が源泉徴収税額より少ない場合
- ③譲渡所得等の損失がある場合や総所得金額がマイナスになる場合で、退職所得金額と損益通算ができる場合
- ④前年以内3年内の繰越損失の金額が大きく、総所得金額から控除しきれない場合で、退職所得金額から繰越控除をする場合
- ⑤住宅借入金等税額控除などの税額控除の金額が総所得金額に対する税額より大きいため、税額が引ききれない場合で、その引ききれない税額を退職所得金額に係る源泉徴収税額から控除する場合

